

會 報

第597号

2018年6月1日発行

一般社団法人
監 査 懇 話 会

編集発行人 菅野 重雄

<https://kansakonwakai.com/index.html>

第307回監査セミナー

2018年4月3日

講 師：日比谷パーク法律事務所パートナー 弁護士 松山 遙氏

演 題：平成30年株主総会に向けての留意点

【1】はじめに

1. 昨年の不祥事発生の状況

海外子会社の不正会計による決算延期、無資格者による検査、品質データ偽装、談合など、日本を代表する企業で組織的な関与が疑われる不祥事が相次いだ。近年、取締役会改革などガバナンス強化に注目が集まっていたが、不祥事防止のためのコンプライアンス体制の重要性が再認識された。コンプライアンス体制の構築には監査役の役割が重要であり、業務監査→内部監査部門、会計監査→会計監査人との連携、いわゆる三様監査の実施が重要である。

2. 法改正等の検討状況

本年の株主総会で新たに対応すべき法改正等は特にないが、この2月に会社法制見直し中間試案が示され、3月にはコーポレートガバナンス・コード(CGコード)の改訂案と投資家と企業の対話ガイドライン案が公表されており、これらの動きを注視していく必要がある。

(1)会社法制見直しに関する中間試案の概要

- ◇株主総会資料(参考書類・議決権行使書面・計算書類等)の電子提供制度の導入、株主総会の招集通知の発送早期化など
- ◇株主提案権の制限…提案できる議案数・内容の制限など
- ◇取締役等への適切なインセンティブの付与…取締役の報酬等の決定方針その他の情報開示の充実、個別報酬の決定の再一任の制限、会社補償・役員等賠償責任保険契約のルール明確化など
- ◇社外取締役の活用等…業務執行の社外取締役への委託、監査役設置会社における重要な業務執行の決定委任の範囲見直し、社外取締役の設置義務づけなど
- ◇その他…社債の管理、株式交付他

(2)CGコード改訂と対話ガイドラインの策定に当たっての考え方

- ◇経営環境の変化に対応した経営判断…事業ポートフォリオの見直し、自社の資本コストの的確な把握
- ◇投資戦略・財務管理の方針…投資戦略と資本コストを意識した財務管理
- ◇CEOの選解任・取締役会の機能発揮…CEOの選解任基準・後継者計画(サクセッションプラン)の確立、指名委員会の設置・活用、取締役会全体として

適切な知識・経験・能力、多様性の確保(女性・外国人の活躍など)、総会では相談役・顧問に関する質問にも対応、社外役員の選任基準(独立性、取締役会への出席率)

◇政策保有株式…保有目的・リスクの検証、縮減方針の開示など

◇アセットオーナー…企業年金がアセットオーナーとしての役割を發揮するための取組み

【2】株主総会までのスケジュールと準備

1. 株主総会までのスケジュール

- | | | |
|------|---|---|
| 3月末日 | — | 事業年度の末日→決算確定作業へ |
| 4月 | — | 会計監査人・監査役へ計算書類(附属明細書含む)の提出
監査役へ事業報告(附属明細書含む)の提出 |
| 4月下旬 | — | 株主提案権の行使期限(総会の日より8週間前まで) |
| 5月上旬 | — | 会計監査人監査報告の提出(計算書類等提出の日から4週間以内) |
| 5月中旬 | — | 監査役会監査報告の提出(会計監査人の報告の日から1週間以内)
決算取締役会(事業報告・計算書類の承認・定時株主総会招集事項の決定) |
| 5月下旬 | — | 招集通知の校了 |
| 6月上旬 | — | 招集通知の発送(総会の日より2週間前まで)
事業報告・計算書類の備置(総会の日より2週間前から)
事前質問状の送付期限(総会の日より相当の期間前まで) |
| 6月下旬 | — | 定時株主総会 |

2. スケジュールについて

CGコードでは基本原則(株主の権利・平等性の確保)が掲げられており、株主総会での権利行使が適切に行われるよう環境整備が求められている。

(1)招集通知の早期発送やHP等への掲載

株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、早期発送に努めるとともに招集通知発送までの間にTDnetやHPで公表すべき。→招集通知の発送前

WEB 開示を行う企業が増加。開示時期も徐々に早期化している。

(2)総会開催日の検討

株主との建設的な対話充実のため、総会開催日等につき適切な設定を行うべき。→集中日は減少ながら、なお6月の最終3日間に集中している。

(3)招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用

海外機関投資家等の比率増加から、議決権の電子行使への環境作りや招集通知の英訳を進めるべき。→機関投資家からはプラットフォーム利用についての要望が強い。英訳は、外国人株主比率等を勘案して費用対コストを検討する。

(4)実質株主の総会への出席

信託銀行等名義で株式を保有する機関投資家が総会で自ら議決権行使等を予め希望する場合の対応を準備すべき。→株懇「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」に基づき、実質株主の入場を認める会社も増えつつある。

3. 招集決定までに検討しておくべき事項

(1)会計監査人の評価・再任の是非

◇監査役会で会計監査人の選任・解任・不再任議案を決定し（会社法 344 条 1 項）、当該候補者を会計監査人候補者とした理由を開示しなければならない（会社法施行規則（以下、規則と表記）81 条 2 号）。会計監査人の報酬等の額についても監査役会が同意した理由について開示しなければならない（規則 126 条 2 号）。

◇監査役は外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準を策定すべきである（CG コード補充原則 3-2 ①）。→監査役会としては、株主総会の招集決定までの間に当該会計監査人を評価基準に従って評価し、再任するかどうかを検討する必要がある。会計監査人から監査結果とともにガバナンス状況等についても報告を受け確認するほか、会社の経理部等にも監査の状況・問題点の有無を確認しておく。

(2)内部監査部門における監査実績の評価

◇大会社は内部統制システム決定の概要だけでなく、運用状況も事業報告で開示しなければならない（規則 118 条 2 号）。

◇監査役は内部統制システムの決定・運用が相当かどうかにつき意見がある場合には監査報告に記載しなければならない（規則 129 条 1 項 5 号）。→監査役会は、内部監査部と連携し、当該事業年度における内部監査の実績・結果の報告を受け、内部統制の運用状況を確認しておくことが重要となる。

監査委員会・監査等委員会の場合には、内部統制システムを通じた組織監査が想定されており、内部監査部門の監査状況をモニタリングする必要あり。

(3)指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）。

→株主総会の招集決定において取締役選任議案が承認されるのに先立ち、監査等委員会において、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったのかどうかを確認し協議しておく必要がある。



※監査役会設置会社・監査等委員会設置会社であっても、指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置し、社外取締役を関与させることが提言され（CG コード原則 4-10）、改訂案ではより強く求められている。
※経済産業省の CGS 研究会では、社外者中心の指名・報酬委員会（過半数が社外者・半々の場合には委員長が社外）の設置・活用が推奨されている。

(4)監査役選任議案への同意

◇株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない（会社法 343 条 1 項）。

◇監査役のうち 1 名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任すべき（CG コード原則 4-11）。さらに改訂案では、監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきとされている。

◇機関投資家の中には、社外役員の独立性を判断するための要素として任期の上限を設けるところがある。→社外監査役の任期に上限（2 期あるいは 3 期）を設けるべきか、社外監査役に求める経験・知見についての基準、常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会又は監査役会はどのように関与すべきか…などの点を検討しておく必要あり。

【3】監査報告の作成

1. 監査報告の記載事項

(1)会計監査に係る記載事項

会計監査は、会計の専門家である会計監査人が先ず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査し、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する（会計監査人監査を前提とした監査）。

◇会計監査人の会計監査報告

- ・会計監査人の監査の方法及びその内容（会社計算規則 126 条 1 項 1 号）
- ・計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見（2 号）→無限定適正意見・除外事項を付した限定適正意見・不適正意見
- ・2 号の意見がないときはその旨及びその理由（3 号）→会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない。例えば、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわ

たとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないときなど。

- ・追記情報（4号）→継続企業の前提に関する注記・正当な理由による会計方針の変更・重要な偶発事象・重要な後発事象

- ・会計監査報告を作成した日（5号）

◇監査役・監査役会の会計監査報告（会社計算規則127条、128条）

- ・監査役の監査の方法及びその内容（1号）
- ・会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときはその旨と理由（2号）→会計監査人の適格性・監査手続・監査計画・監査実施状況・監査役監査との整合性等を考慮して、方法及び内容（監査結果）の相当性を判断する。
- ・重要な後発事象（3号）
- ・会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項（4号）→CGコードで会計監査人評価基準を策定することが求められている。当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認する必要あり。
- ・監査のため必要な調査ができなかったときはその旨と理由（5号）→監査の信頼性の限界についての注意喚起であり、これによって社内の協力を得やすくする効果を期待。

(2)業務監査に係る記載事項

業務監査に関しては監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

◇監査役・監査役会の業務監査報告（規則129条1項、130条2項）

- ・業務監査の方法及び内容（1号）
- ・事業報告・附属明細書が法令・定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見（2号）
- ・取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実（3号）→取締役が関与する不祥事が起きた場合には、ここで指摘する。ただし「重大な事実」は重大性の判断基準を検討する必要あり。
- ・監査のため必要な調査ができなかったときはその旨と理由（4号）
- ・大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見（5号）→内部統制システムの決定概要だけでなく、運用状況の相当性についてもチェックする必要あり。従業員による不祥事が起きた場合には、内部統制システムに不備がなかったかどうかを検討し、ここで指摘する必要あり。（会社として最善を尽くしていたか）
- ・親会社との取引（個別注記表において注記を要するもの）について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見（5

号）→親会社取引の相当性については取締役会・社外取締役だけでなく、監査役も検討する必要あり。

- ・会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見（6号）

2. 監査役会における審議

(1)協議の方法

監査報告を作成する場合、監査役会は1回以上、会議の開催又は情報の送受信により同時に意見交換できる方法により監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（規則130条3項、会社計算規則128条3項）。

もともと監査役会では決議の省略（書面決議）は認められていない。監査報告作成の場面については特に審議の機会を設けるべき点を明文化したものである。

(2)監査報告の作成

監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成する（規則130条、会社計算規則128条）。

監査役会の結論は多数決で決せられるが（会社法393条1項）、これらの事項について異なる意見を有する監査役は、当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（規則130条2項、会社計算規則128条2項）。→監査役は独任制の機関であり、多数決と異なる意見を有するときはそれを付記することができる。

この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

3. 非常時対応

(1)無限定適正意見とならなかった場合

会計監査人設置会社において、会計監査人から無限定適正意見があり、監査役から会計監査人の監査の方法又は結果の相当性に異議が出なかった場合には、計算書類を報告事項とすることができる（会社法439条）。→万一、会計監査人から無限定適正意見がとれなかった場合、監査役の誰かから相当性に異議が出された場合には、計算書類を決議事項として付議しなければならない。

(2)当社において不祥事が起きた場合

◇役員による不祥事

監査役は「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実」を監査報告に記載しなければならない。→当該不祥事が「重大」であるかを判断し、記載するかを検討しなければならない。仮に「重大」でないとし監査報告に記載しなかったとしても、事業報告における「当該事業年度における事業の経過及び成果」あるいは「対処すべき課題」あるいは社外監査役の不祥事対応として何らかのコメントを記載する例もある。

◇従業員による不祥事

監査役は「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備について取締役会決議の内容及び運用の相当性について監査報告に記載しなければならない。→不祥事が発生した場合、内部統制システムの決定・運用が相当だったのかが問題となるため、この相当性

についての記載をどうすべきか検討する必要あり。仮に内部統制システムの決定・運用は相当だったとして監査報告に記載しなかったとしても、上記と同様、事業報告にて何らかのコメントを記載する例もある。

【4】株主総会当日の対応

1. 説明義務

会社役員は株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の場合を除く（会社法 314 条）。

- ①当該事項が株主総会の目的事項に関しないものである場合
- ②その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
- ③正当な理由がある場合として法務省令（規則 71 条）で定める場合
 - ・当該事項について説明をするために調査が必要である場合（事前質問状が出された場合や調査が著しく容易な場合を除く）
 - ・当該事項について説明をすることにより会社その他の者の権利を侵害することとなる場合
 - ・株主が実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
 - ・上記の他、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

監査役も会社役員として説明義務を負う。近年では、監査役・社外監査役を名指しした質問も散見される。

2. 質問された場合の対応

原則として、株主の質問に対しては丁寧に回答する。しかし、以下の質問内容は注意が必要。

(1)回答してはいけない事項

◇企業秘密に関わる事項

基本的には決算説明会等で開示済みの事項はコメントし、それ以外は慎重に対応する。

◇第三者との契約違反になる事項

他社との業務提携の内容など守秘義務違反となり得る事項については回答しない。

◇他社への非難・中傷ととられかねない事項

他社との業績比較、他社を例とした不祥事対応など、他社に関わる質問については慎重に回答する。

(2)回答すべきかどうか悩ましい事項

◇子会社に関する質問

子会社は連結決算に影響するが、他社に関する事項であり、どこまで回答すべきかの判断が難しい（特に子会社の不祥事や業績低迷の場合など）。

- ・会社法改正で、子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているので、ある程度具体的に回答する必要がある。
- ・特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、その不祥事に関して質問が出る可能性が高い。事実関係・再発防止策についての報告の状況、子会社役員の責任など、親会社（大株主）としてきちんと回答する必要がある。

◇不確定な将来の事項を質問された場合にどう回答するか

将来の業績予想・事業再開の見通しなどについては、未公表の事実か、開示済みの事実かを確認しておく必要がある。

担当役員が複数にわたる場合、回答内容をあらかじめ統一しておくべき。

(3)社外監査役への質問

近年、社外取締役・社外監査役への質問も増えており、社外役員に回答させることもある。

社外役員から回答した方が良いケースとして、

◇社外取締役が監査委員会・監査等委員会の委員長を務めている場合

当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内の委員が回答するのは不自然。委員長から回答してもらうべき。

◇独立社外の立場からの意見を求められた場合

質問内容によっては議長判断で適任者を指名しても良いが、ガバナンス・コンプライアンスの強化を図っている以上、社外役員が回答した方が印象が良い。社内取締役・監査役の回答の後でもよいので、社外役員が回答することも検討すべき。→想定される社外取締役・社外監査役用の想定問答を準備し、質問に応じた回答者を取り決めておく。総会リハーサルには社外取締役・社外監査役も出席してもらうのが良い。

（文責 岩本 泰志）

第747回講演会

2018年4月4日

講師：元 淑徳大学教授 横山 裕道氏

演題：気候の暴走

《顕著になった地球温暖化の影響》

気候の変動が身近でよく表れているのは、桜の開花だ。東京では4月に桜祭りが行われていたのが、今年は3月17日に開花、4月4日の今日はもうほとんど散っている。世界各地での熱波や干ばつ、暴風雨、洪水、スーパー台風、竜巻などは、もはや異常気象とい

うより極端現象と考えた方がよい。大気中の二酸化炭素濃度の経年変化を見ると、一貫して増えておりかつては300ppmと言われたものが、現在では400ppmになっている。海洋酸性化や海面上昇も深刻化している。



IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は5年前に「有効な対策を取らないと21世紀末には地球の平均気温は20世紀末に比べ最大で4.8度、海面水位は最大82cm上昇する」という報告書をまとめた。2012年にアメリカでは大干ばつで農業地帯の80%が影響を受け、2010年のロシアでは熱波で死者5万5千人、火災による焼失面積は1万km²以上、2003年のフランスはパリなどで熱波でお年寄りを中心に3万人以上の死者を出した。これら異常気象は温暖化による気候変動がなければ数百年に一度の現象が、最近ではその10倍もの頻度で起きている。昨年も5月以降、中東、米国、欧州を熱波が襲い、イラン南西部で53.7度、米カリフォルニアでは51.7度を観測、いずれも「人体に危険なレベル」に達している。

こうした気象災害により1995年からの20年間で世界で約60万6千人が犠牲になり、被災者は延べ41億人にも上る。この中で最も被災者が多いのは洪水で、延べ23億人に達するという。人間のみならず生物界にも異常が続出している。気温上昇で氷が解け出す北極ではホッキョクグマ、セイウチ、アザラシなどの生命が脅かされ、世界各地のサンゴ礁ではサンゴの死である白化現象が起き、海洋生物には重大な被害が生じている。生息しやすい環境に移動し始める動植物もいる。関西でしか見られなかったクマゼミが今は関東でも散見されるのもその例だ。

温暖化するとなぜ海面が上昇するのか。水の体積は4℃で一番コンパクトになるが、海水温度が上昇すると体積が膨張し海面が上昇する。太平洋、インド洋、カリブ海にある島国で構成する小島しょ国連合(AOSIS)、中でも南太平洋のツバルでは海面上昇問題が深刻化している。グリーンランドや南極大陸の氷床が解け出すような事態になればとんでもないことになり、グリーンランド全域が解けると7m、南極大陸全域の溶解では60mもそれぞれ世界の海水面が上がるとまで言われている。

《やっとなら来たパリ協定、しかし米の離脱表明》

こうした地球温暖化の脅威に世界が立ち向かうと2015年12月にパリで開かれた国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)は、新たな国際枠組みであるパリ協定を採択した。京都議定書では先進国のみが温室効果ガスの排出削減義務を負ったが、パリ協定では2020年以降、途上国を含む190か国以上の国・地域が削減に取り組むことになった。産業革命前からの気温上昇を従来からの「2度目標」を踏襲しながら、温暖化の影響を受けやすい島しょ国などの要求にこたえ「1.5度」を努力目標とした。その上で世界全体の排出量を早く頭打ちにし、21世紀後半には温室効果ガス排出量の「実質ゼロ」を目指すことにした。加盟国に削減目標の作成・報告を義務付け、5年ごとに世界全体で進み具合を管理し、各国が削減目標を高める仕組みも設けた。一方で、途上国への資金支援問題は議論が白熱し、結局先進国が拠出する具体的な目標額は協定には盛り込まず、法的拘束力のない別の文書に

「1000億ドルを下限として新しい数値目標を2025年までに設定する」と明記することで決着した。そして協定は予想よりずっと早い2016年11月に発効した。

ところが、アメリカの新大統領になったトランプ氏は昨年6月、パリ協定からの離脱を表明。前政権が掲げた「2025年までに温室効果ガス排出量を05年比で26～28%削減する」目標も破棄してしまった。トランプ大統領は「離脱して再交渉する時だ」としているが、ドイツ、フランス、イタリアの首脳は「再交渉はできない」とする声明を発表。パリ協定の予想以上の早い発効は世界の二大排出国である米中が足並みをそろえて積極姿勢に転じたことにあったが、その一角が崩れた。

協定の規定ではアメリカは協定発効後、4年間は離脱できず、実際に離脱するのは次期大統領選後の2020年11月以降となる。しかし、それにしても排出量世界第2位のアメリカの離脱表明は影響が大きく、先進国の取り組みと支援を前提に協定に合意した途上国は困惑する。資金支援の「年1000億ドル」はどうなるのか。先進国の支援が減れば、世界の排出量の6割を占める途上国の対策は進まない。

アメリカの離脱表明を受けて、EUと中国は首脳会議を開き、パリ協定の履行に向けた協力推進を確認。EUと中国とで世界の温暖化対策の先導的な役割を担うことを表明した。だが、大量難民問題を抱え、イギリスの離脱に揺れるEUが温暖化対策に大きな力を発揮しうるのは、中国の指導力もまた未知数だ。

世界的な対策が滞っている間にも、世界の地上平均気温はじわじわと上昇している。1986年～2005年の期間は産業革命前と比べて平均気温は0.61度上昇、12年までだと0.85度の上昇とされている。13～17年は世界平均で観測史上最も暑い5年間となり、産業革命前からの気温上昇は1.1度に達している。パリ協定の努力目標の「1.5度」までは、あと0.4度しかなく、今世紀末には「2度目標」達成どころか、3～4度の上昇の恐れがあるともみられる。

《それでも進む脱炭素社会への動き》

トランプ大統領のパリ協定離脱表明は世界に衝撃を与えたが、一方で脱温暖化への動きは続く、という見方も根強い。世界の経済界は気候変動問題をビジネスチャンスと見る。アメリカでも自治体や企業からは離脱表明へ批判が渦巻き「We Are Still In(私たちはまだパリ協定にいる)」運動も始まっている。気候変動関連ビジネスは太陽光、風力発電など再生可能エネルギーや省エネにとどまらず、気象災害の保険商品などにも広がっている。

世界の風力発電の伸びは著しく、2015年には発電能力は4億kWを超え、原発を上回った。30年には20億kWに達すると見込まれる。太陽光の能力アップも著しい。現在、世界で作られる電源の4分の1は再生エネルギーで賄われ、コスト低下も急速に進む。火力発電の優位は崩れつつあり、世界はエネルギー革命に突入したといえる。一昨年、アメリカのシンクタ

ンク「世界資源研究所」は、2000～04年のデータ比較で「経済成長を果たしながら、温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減に成功した国がアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、オーストリア、デンマークなど11か国に上る」と発表し、注目を集めた。経済成長しても脱炭素社会に移行できることが示されたわけだ。アメリカで言えば、4年間でGDPは28%増えたが、二酸化炭素排出量は6%削減している。ちなみに日本はGDPは11%増え、排出量は0.7%増え、主要先進国とは裏腹に残念な結果になっている。

低炭素社会を超えて脱炭素社会に持っていくのには、経済システムを根本的に変える必要がある。例えば炭素の価格を付け、二酸化炭素を排出すれば費用が掛かる仕組みにする「カーボンプライシング（炭素の価格付け）」がそうだ。具体的には炭素税と排出量取引がある。炭素税は排出する炭素量に応じて課税する。排出量取引は企業の温室効果ガス排出量に上限（排出枠、キャップ）を設け、企業間で不足分や余剰分を取引するものだ。中国は昨年12月から全土で排出量取引導入に踏み切っている。日本では炭素税は最も安いレベル。排出量取引は国レベルではやっていないが、東京都、埼玉県では取り入れて効果を上げている。

世界的には二酸化炭素排出量の多い化石燃料関連企業から投資を引き上げる機関投資家が増えたり、化石燃料に依存しないビジネスに商機を見出す企業も多くなっている。昨年暮れにはテレビ番組のNHKスペシャル「激変する世界ビジネス 脱炭素社会の衝撃」がこうした流れにスポットを当て、取り残される日本企業の姿を浮き彫りにし、大きな反響を呼んだ。

そんな日本企業の中にも脱炭素を進める動きが始めている。パナソニックは販売した自社製品やサービスなどで消費されるエネルギー量を上回る「創エネ」を目指す。自社の温室効果ガス排出ゼロを目指すリコー、製品の開発・生産・回収に出る温室効果ガス排出ゼロをうたうソニー、住まいからの二酸化炭素排出ゼロを目指す積水ハウスなど意欲的な企業が出ている。メディアはこうした企業の動きや温暖化の深刻さをもっときめ細かく報道し、「気候の暴走」への警告を発し続けるべきだろう。

《科学の総動員で温暖化防止を》

温暖化による急激な気候変動、つまり「気候の暴走」を避けるためには研究、教育が大きな役割を果たすのではない。科学は総動員を求められる。一方で多くの人に温暖化の現状とこのままではどんな未来が待つのか、よく知ってもらい「教育」も必要だ。国の機関のアンケートや私の経験でも「温暖化」を尋ねると「オゾン層が破壊されることで太陽光線が強烈になり、温暖化をもたらす」という回答が最も多い。二酸化炭素が増えることにより、温室のような効果で気温が上昇する、という事が正しく理解されていない。ここに温暖化懐疑論が広がる余地が生まれる。日本の高校では気候変動などに関係する「地学」の地位が低下しているのも気になる点だ。将来はすべての教育が差し迫る

気候変動の危機を見据えた「持続可能性に向けての教育」にしていかなければ、温暖化を防げないのではないか、とまで言われている。

温暖化が高じた未来を知るには過去を知るのが一番、と古気候学が今注目を集めている。グリーンランドや南極に存在する氷床の柱状試料（氷床コア）や深海底コアなどから過去の気候変動をとらえることが可能になったが、その精度はまだ十分とは言えない。研究を重ね、過去の大気中二酸化炭素濃度と気温の関係、急激な気候変動の実態などについて、詳細なデータを得ておく必要がある。

コンピューターを駆使して将来の気候を予測する気候モデルの精度向上も欠かせない。気候を自由に操ろうという気候工学や二酸化炭素の回収・貯留も研究されているが、半面で懸念する声も出ている。安価な二酸化炭素除去装置の開発に力を注ぐ人が出てきてもよいのではない。

植物をまねた人工光合成の研究が実を結べば、エネルギー問題や脱炭素社会の構築に大きく貢献するだろう。微生物の力を借りる研究も進めるべきだし、水素エネルギーの実用化も研究課題だ。あらゆる科学技術を結集すべきではないか。

《日本の優れた環境技術を生かせ》

政府の温室効果ガスの削減目標は「2013年度比で30年度までに26%削減」とEUなどに比べ見劣りし、パリ協定についても批准手続き遅れで早期発効に貢献できなかったなど、国際的に力を出し切れていない。

しかし、日本には太陽光発電を含め優れた環境対応技術がある。これらを活かして国内の温暖化対策の地歩を固めたい。前向きな企業も多い。問題の多い石炭火力や原発に早く見切りをつけ、徹底した省エネ・節電と再生エネルギーの大量導入に踏み切るべきだ。日本では人口減少もあり、100%再エネによるエネルギー自給も夢ではない、と私は考える。

気候の暴走が始まると極端現象が頻発し、世界的に水や食料不足が決定的になるだろう。それは大量の難民の発生を意味し、紛争や戦争も勃発し世界は混乱状態に陥る。人類の滅亡が現実味を帯びてくるかもしれない。それを避けるためには先進国と途上国が対立を乗り越え、パリ協定の下協力し合うことが必要だ。化石燃料は可能な限り地中にとどめておきたい。今後は強力な二酸化炭素削減策（緩和策）と並んで、温暖化による影響に十分備える適応策も重要になる。政府は今国会で気候変動適応法案の成立を目指している。

温暖化防止の国際交渉では国益が前面に出てくるが、これからは地球益をまず念頭に置くことが必要だろう。「健全な地球を将来に引き継ぐ」という遠大な目標に向かって進みたい。温暖化がぎりぎりの段階まで来ている今だからこそ、我々は身近なところで省エネ・節電に取り組むことが必要なのではないだろうか。未来は私たちの行動で変わりうる、と信じて。

（文責 清水 光雄）

日立建機(株)常陸那珂臨港工場と笠間つつじまつり

4月24日、当初は日立建機(株)土浦工場の見学を予定して進めていましたが、先方の都合により常陸那珂臨港工場へ変更になったことで、いつもより早めの朝7時15分集合で36名の参加で7時30分には出発しました。

行程は順調に進み、ほぼ予定通り9時40分、同工場に到着。

同工場は日本の重要港湾の一つである茨城港（常陸那珂港区）内の港湾関連用地に18万㎡の敷地を擁する。大型・超大型の油圧ショベルとマイニングダンプトラックを生産し、港に隣接した立地条件を活かして世界各国に製品を供給しています。

当日は、鉱山機械事業の開発・生産本部長である玉根敦司氏のご挨拶、工場紹介と質疑応答の対応をしていただきました。

玉根氏は入社以来、一貫して世界シェアトップである大型鉱山機械の開発を担当して、海外勤務もあり、いわゆる資源メジャーとの付き合いも豊富で、海外での苦労話から建機に関わりのない事まで様々な質問に答えていただきました。

製造現場の見学は国内では見る事のない超大型の油圧ショベルや積載量300tを超えるダンプトラックの製品やパーツが並び非常に迫力がありました。因みに車体のオレンジ色はもともと日立のコーポレートカラーだったとか。

超大型だけに一度各部を組立て、結合したうえで検査を行い、また分解して搬出するという、手間のかかる工程や1台毎に現場の状況やユーザーの要望に応える等、ほぼカスタムメイドの対応をしているそうです。各工程で組（チーム）による最先端の技術と熟練した作業の維持、継承（教育）を図っていく体制のもと、近隣工場との連携や規模に応じて機材を共有するなどの効率化も進められ、国内で見かける一般の建機とは全く別の領域で、グローバルに展開する日本企業の活躍と世界の鉱山資源開発やインフラ事情の一端を垣間

見ることができました。

工場見学後、水戸市内へ。昼食は新水戸八景の大塚池に隣接した、筆者が勤務する「極楽湯」の水戸店で、春野菜の天ぷら、桜鯛漬け丼、自家製手作りうどんの定食で旬の味覚を楽しみました。自家製うどんが特に好評で、対応にも粗相なく胸を撫で下ろしました。店舗2階からの大塚池の景色も楽しんでいただけたことと思います。

午後からは関東はもとより日本各地から年間350万人の参拝客が訪れ、正月三が日の初詣には80万人以上の参拝者で賑わい、初詣参拝者数で茨城県1位を誇り、日本三大稲荷の一つとされている笠間稲荷神社へ参拝。当日は穏やかなお天気で、折よく境内の藤棚が紫のカーテンで綺麗に彩られていました。参拝後は周辺の酒蔵や土産物店で買物も楽しみました。笠間稲荷から笠間つつじ公園（つつじ山）に向かう車窓から、「忠臣蔵」で知られる大石内蔵助の祖父で、笠間藩家老だった大石良欽（よししたか）の邸宅跡（浅野氏は赤穂に転封前は笠間藩主だった）があり、大石内蔵助の銅像が建てられていました。

最後は「つつじ祭り」開催中の公園へ。小高い山に様々な品種のつつじ約8,500株が植えられており、見ごろの花を眺めながら山道を歩きだすも、あいにく小雨が降り出してしまい途中で引き返す人もいましたが、ほとんどの参加者は元気に山頂まで登ると、麓から一面に咲き誇るつつじを堪能することができました。

その後の行程も滞りなく、17時過ぎ無事、東京駅にて解散しました。

日立建機(株)の工場見学は通常の場合、取引先か関係者のみが対象であったため、当会会友の窪田氏の同窓生の有馬元専務のご尽力を賜り、無事実現することができました。ご協力いただいた皆様に感謝します。

（山田 貞一）



みなさんの広場

タンクローが教えてくれること

宮川 至剛

“犬は自分の神を目で見ることができる唯一の動物である”。この言葉を知ったとき、そう言っただけの人間の傲慢さにあきれたことがある。そして今、うまいこと言うなあとなんて思っている。

わが夫婦は、十年来タンクローという名の犬と生活を共にしている。タンクローはマルチーズとペキニーズの合の子（雄）で、小型ながらしっかりとした体型を黒の長毛で覆い、口から顎に白いショウキ様のような鬚をたくわえ、実に立派な顔立ちの持ち主だ。マルチーズはBC500年頃のギリシャの陶器にも描かれるなど高貴な人々に愛された世界最古の愛玩犬として知られているし、ペキニーズも中国原産で門外不出の宮廷犬だったと言われるから、いわばタンクローは高貴の出自なのである。だからというか、小型犬ながら堂々とした歩き振りで、他の犬など歯牙にもかけない大胆な風姿がショウキ様の顔立ちと相まって道行く人々の微笑を誘う。

そんなタンクローが、わが愚妻を神のごとく敬い、時に畏れ、全霊で愛を奉げる姿に日々接していると、“人間の気持ちに敏感で、賢く、従順”などという常套句でわが愛犬を表現し尽くすことはできない。

妻が外出中、私と留守番をしている。夜の静けさをタンクローが突然破り、玄関に飛び出していく。妻が帰ってきたのだ。私には帰宅の気配など全く感じられない。二十〜三十秒後にやっと門の扉の開く音を聞く。ただひたすら妻の足音を聞き分けようと待ちつづけているのだ。犬は人間の耳に聞こえない超音波を聞くというから、妻の足音がもたらす音波を聞き分けているのかもしれない。

妻が外出するとき、私は「タンクローの魂は貴女と一緒に出かけているんだぜ。魂が抜けたようになって、ひたすら待っているんだから、なるべく早く帰ってやれよな」と言って送り出す。日頃、わが愛犬は誠に快活で明るい。トイ

レットペーパーのロール、靴下、歯間ブラシ等々何でも咥えだしては遊ぶが、妻がいないと、つばな黒目は光を失って、ただ蹲っているばかりだ。

普通、犬たちは人間の言葉は判らないという。でも嘘をつかず、心の底から語りかければ、ちゃんと人間の言葉を理解すると私は思う。妻の外出時、大好きな散歩に連れ出すのは私の役目だ。タンクローは飽きることなく街に行く。“そろそろアー子（妻の愛称）が帰っているよ。きつとね。タンクローはまだ散歩から帰らないかなあと待っているぞ”と散歩に疲れた私が語りかけると、暫く首をかしげて聞いていて、やおら踵をかえし、いそいそとした帰る足取りに変えるのだ。

タンクローから多くのプレゼントをもらってきた。体を密着させて一緒に寝転ぶ平穏の一時。彼を介しての妻との笑い。犬友達等々。そんな中で何より大きなプレゼントは、タンクローから贈られる“愛する力”だ。こんなにも一途に愛してくれるものが、この世に存在するということが知らされ教えられるのだ。私たちがすることは、ただかき散らす散歩とドッグフードをやることぐらい。そのお返しに、あれ程の愛情を体中で伝えてくれるタンクローを見ていると、つくづく“君は偉大だ”と思ってしまう。“愛犬”という言葉。私たち飼い主夫婦が“愛する犬”というより、私たちが“愛してくれる犬”と理解している。

愛する力、包容して優しい気持ちにしてくれる力の大きさは、人間を凌駕し、生き物としても人より上等なのではないかという気がしてならない。ベランダに寝そべって目を細めて雲の流れを見つめていたり、秋には落ち葉を追いかける風を探しているような姿を見ていると、歌舞伎役者みたいな立派な顔をして何か高尚なことを考えているように思える。何か神様に近い存在を私はそんな姿に見るのだ。

編集後記

☆6月末の株主総会季節を迎え、恒例の松山弁護士からの留意点説明をうかがいました。☆また、元淑徳大学教授の横山氏から、長期視点からの地球温暖化への取り組みの重要性をうかがいました。☆取り組むべき問題が、目の前から先の先までいろいろと山積していることを思い知らされます。重要性・優先度を見据えた適切な行動の必要性を強く感じます。
(中山 祐伸)



句遊会

四月詠草

浜離宮吟行

七重八重色とりどりの浜桜

ひとひら
一片がページにとまる花吹雪

春風やビルを屏風に浜離宮

先人の夢をたどりぬ花いかだ

春寒や抹茶の泡のうすみどり

濃く淡く若葉茂れる浜離宮

新緑の樹木の根元どつしりと

残る鴨池に親しみ慣れにけり

当季雑詠

春の川せせらぎ集め海に入る

永き日や受診待つ身のロビー椅子

老桜の洞に花散る夕べかな

息子と飲む悔し涙の春の宵

これはこれかくも上手に桜咲き

中山 知祐

城戸崎雅崇

石原 克己

大仲 正敏

佐藤 政百

森 邦彦

川田 勝美

安井 正浩

生江沢五風

清家 静楓

宮川 至剛

眞田 宗興

六川 里風



写友会

撮影場所：軽井沢タリアセン

「睡鳩荘」 旧朝吹山荘 佐藤 邦雄

事務局通信



◆行事報告

第152回理事会

4月19日(木)10:00~12:00 文京区民センター 16

会報委員会

編集 4月13日(金)10:00~12:00 事務局 6

校正

4月20日(金)10:00~12:00 事務局 6

広報委員会

4月11日(水)14:00~17:00 文京区民センター 8

◇一般部会

第542回研修見学会

4月24日(火)7:30~17:00 36

日立建機(株)常陸那珂臨港工場と笠間つつじまつり

第747回講演会

4月4日(水)14:00~16:00 日比谷図書文化館 70
(他定期:2名)

講師 元淑徳大学教授 横山裕道氏

演題 気候の暴走

◇監査部会

第307回監査セミナー

4月3日(火)14:30~17:00 スカイホール 86
(他個別:1名、定期:2名、体験:1名)

講師 日比谷パーク法律事務所 弁護士 松山 遥氏
テーマ 平成30年株主総会に向けての留意点

第308回監査セミナー

4月17日(火)14:30~17:00 スカイホール 92
(他定期:3名、体験:2名)

講師 神戸大学名誉教授、甲南大学教授
加護野忠男氏

テーマ 監査役会をなくしてしまってもよいのか

第10回監査基礎講座

4月23日(月)14:00~17:00 文京シビックセンター 36

講師 監査懇話会会長(元三菱電機プラントエンジニアリング(株)監査役) 菅野重雄氏

テーマ 監査役等の在り方を考える

第8回会計基礎講座

4月6日(金)14:00~17:00 文京区民センター 32

講師 証券取引等監視委員会委員・公認会計士
浜田 康氏

テーマ 会計士監査と監査役監査
ー粉飾決算と内部統制ー

第215回監査実務研究会

4月26日(木)14:00~17:00 文京区民センター 36

問題提起者 元日新電機(株)常勤監査役 金馬房雄氏
コーディネータ (株)極楽湯ホールディングス
常勤監査役 山田貞一氏

テーマ 神鋼グループによる品質データ改竄問題について

第67回スタンディグループ分科会

4月12日(木)14:30~17:00 文京シビックセンター 31

発表者

コーディネータ 木下博之氏(ライト工業(株)常勤監査役)
リーダー 荒木道雄氏(王子タック(株)常勤監査役)

田中 彰氏(住友商事フィナンシャルマネジメント(株)常勤監査役)

テーマ 取締役会と監査役の協働について

第66回監査技術ゼミ

4月25日(水)14:30~17:00 文京区民センター 32

講師 取締役職務執行確認書委員会

委員長:羽持 彰氏
委員:小林正一氏 岡部博憲氏 杉山通人氏

テーマ 2018年版取締役職務執行確認書の改訂内容の解説

法令改正検討委員会

4月16日(月)10:00~15:00 事務局 6

監査等委員(会)職務確認書委員会

4月10日(火)9:30~12:00 事務局 5

4月11日(水)13:30~17:00 事務局 6

4月20日(金)9:30~12:00 文京区民センター 6

企業集団内部統制監査委員会

4月12日(木)10:00~12:00 事務局 6

◇生涯学習部会

写友会 撮影会

4月5日(木)10:00~15:00 江戸東京たてもの園 13

画友会 写生会

4月9日(月)10:00~16:00 鍋島松濤公園 11

句遊会 吟行

4月5日(木)10:00~14:00 浜離宮 8

楽友会 例会

4月26日(木)13:00~17:00 福祉センター江戸川橋 18

棋友会 例会

4月24日(火)13:00~17:00 東京六甲クラブ 8

◇同好会

声友会

4月10日(火)13:00~16:00 (銀座)505 13

楽器演奏同好会

4月29日(日)14:00~17:00 横浜練習会場 10

江戸文化研究会

4月21日(土)13:45~19:30 太田記念美術館 17

◆会員・会友異動

(新入会員)

○蓮田善郎 (株)日本経済社 監査役

○中島 修 (株)日経リサーチ 監査役

○菅沼希一 (株)東京エネシス 常勤監査役

○片山慶三 ケネディクス(株) 常勤監査役

紹介:小林雅之氏

○栗原 仁 住友ケミカルエンジニアリング(株) 監査役

(会員から会友へ)

○荒木道雄 元王子タック(株)

○虎渡昌史 元三菱電機インフォメーションネットワーク(株)

(交替会員)

○今村行雄 (株)日経映像 監査役

前任:加藤 勲氏

○鯉江淳二 (株)日経東京制作センター 監査役

前任:塚本聡彦氏

○村田尚彦 (株)三菱電機ライフネットワーク 常任監査役

前任:伊藤正己氏

○山田 諭 王子タック(株) 常勤監査役

前任:荒木道雄氏

○浅見公一 三菱電機インフォメーションネットワーク(株)

常任監査役

前任:虎渡昌史氏

○佐藤英一 三菱電機エンジニアリング(株) 常勤監査役

前任:石川英男氏

○村野井剛 (株)三菱電機ビジネスシステム 常任監査役

前任:田村敏之氏

(退会会員)

○黒岩富士夫 太陽石油(株) 監査役

○武内俊雄 AIGジャパン・ホールディングス(株) 監査役

○湯浅奉之 (株)エイトレッド 監査役

○島田信平 J F E エンジニアリング(株) 常勤監査役

○高橋光宏 (株)日経ラジオ社 監査役

○西川靖志 (株)日本経済新聞出版社 監査役

○藤岡泰教 (株)日経カルチャー 監査役

○高橋敏昭 三井ホームコンポーネント(株) 常勤監査役

○清水秀哉 (株)jeki インタラクティブ・コミュニケーションズ

監査役

(退会会友)

○渡来安雄 元(株)荏原製作所

○中村宜永 元 J F E 環境ソリューション(株)

○小林好孝 元日本セイフティー(株)

○恩地和明 元東芝ソリューション(株)

○小野邦廣 元ニチバンプリント(株)

○中村 剛 (株)フジタ 顧問

(登録変更)

○松岡尚登 ジャパンネット(株) 監査役

⇒(株)メルコテクノ横浜 監査役

会 員	会 友	計
185	141	326

2018.4月末現在